



27農整第373号

平成27年10月26日

(社)長崎県建設業協会 会長・支部長 様

農村整備課長



施工箇所が点在する工事の積算（試行）について【農村整備課運用】

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際に要する費用との間に乖離が考えられる為、施工箇所が点在する工事の積算について、下記のとおり取り扱います。

記

1. 対象工事

原則として、農村整備課が所管する工事のうち、直径1km程度の範囲（工区）を越え、施工箇所が複数ある工事を対象*とする。

〔※工事の施工形態等を考慮し、同一施工箇所として取り扱った場合であっても、積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがないと発注者が判断するものは、対象外とすることができる。〕

2. 工区の設定方法（別紙1参照）

（1）施工箇所が点在する工事については、原則として市町単位で、点在範囲が直径1km程度を越えなくなる範囲を限度に、工区を設定する。

（2）工区を設定する施工箇所は、公共土木施設を築造、維持、管理、補修する箇所とし、工事で使用する資材の製作場所は含めない。（製作工場、ブロック製作ヤード、土取場、土捨場等）

（3）面工事など施工区域が広いものは、施工区域を1つの工区として取り扱う。なお、施工区域が複数（飛び団地など）ある場合は、施工区域の端部から1kmを超える場合は分割の対象とする。

3. 積算の方法（別紙2参照）

・積算については、工区毎に直接工事費、間接工事費（共通仮設費・現場管理費）を算出する。一般管理費は、対象工区毎に算出した、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を合計した金額を対象として算出する。

・積算にあたり、日当り施工量等が積算条件となっている場合は、工区毎に設定するものとする。

4. 主な手続き

①入札公告又は入札執行通知書、見積執行通知書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象であ

ることを記載するものとする。

＜入札公告文・入札執行通知書等への記載例＞

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇工区』（施工箇所〇〇、〇〇）『△△工区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『□□工区』（施工箇所〇〇）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事である。

注）『〇〇工区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる工区、地区、測点、施設名称等を記載する。

②特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であること、及びその積算方法を記載する。

＜特記仕様書記載例＞

第〇条 「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇工区（施工箇所〇〇）、△△工区（施工箇所〇〇）、□□工区（施工箇所〇〇）（以下、対象工区という）』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象工区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象工区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、対象工区毎に設定する。
- (3) 本工事における一般管理費は、対象工区毎に算出した、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を合計した金額を対象として算出する。

注）『〇〇工区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる工区、地区、測点、施設名称等を記載する。

5. 適用年月日

平成27年11月1日以降、起工するものより適用する。

施工箇所が点在する工事の積算（試行）【農村整備課運用】

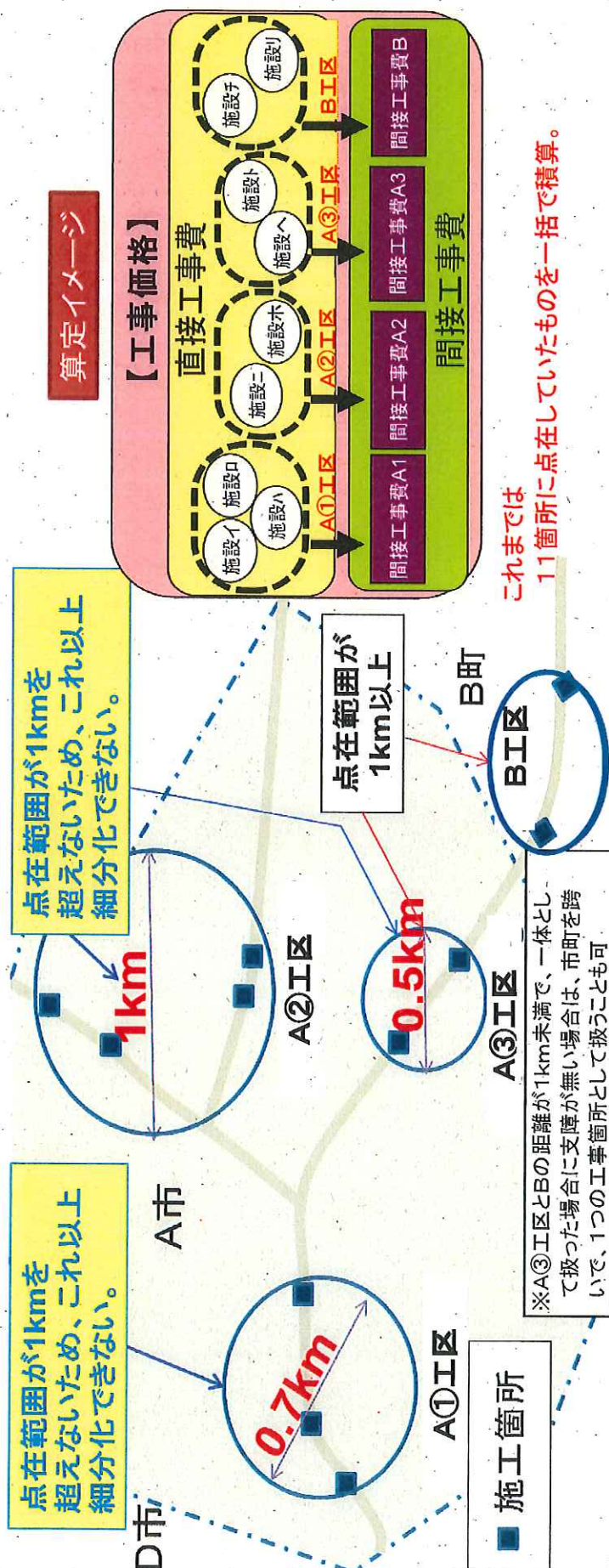
別紙 1

<工区の設定方法>

- ・施工箇所が点在する工事については、原則として市町単位で、点在範囲が直径1km程度を越えなくなる範囲を限度に、工区を設定する。
- ・工区を設定する施工箇所は、公共土木施設を築造、維持、管理、補修する箇所とし、工事で使用する資材の製作場所は含めない。
例：製作工場、ブロック製作ヤード、土取場、土捨て場等
- ・面工事など施工区域が広いものについては1つの工区として取り扱う。なお、施工区域が複数（飛び回地）ある場合は、施工区域の端部から1kmを超える場合は工区を分ける。

<積算の方法>

- ・工区毎に直接工事費、間接 工事費（共通仮設費・現場管理費）を算出する。
- ・一般管理費は、対象工区毎に算出した、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を合計した金額を対象として算出する。
- ・積算にあたり、日当り施工量等が積算条件となっている場合は、工区毎に設定する。



＜積算イメージ＞別紙1の工事箇所を積算する場合（農村整備課運用）

別紙2

【直接工事費】	現在の積算 $A①+A②+A③+B$ $+$ 共通O $+$ 現場O $+$ 一般O $+$ 一括O ※一括計上価格 がある場合	点在工事の積算 $A① + \text{共通1} + \text{現場1} + \text{一般1}$ $+ A② + \text{共通2} + \text{現場2}$ $+ A③ + \text{共通3} + \text{現場3}$ $+ B + \text{共通4} + \text{現場4}$ ※一括計上価格 がある場合	
共通反設費の算定	共通O : (A①+A②+A③+B) を対象額として算出	共通1 : A①を対象額として算出 共通2 : A②を対象額として算出 共通3 : A③を対象額として算出 共通4 : B を対象額として算出	
現場管理費の算定	現場O : (A①+A②+A③+B+共通O) を対象額として算出	現場1 : (A①+共通1) を対象額として算出 現場2 : (A②+共通2) を対象額として算出 現場3 : (A③+共通3) を対象額として算出 現場4 : (B +共通4) を対象額として算出	
一般管理費の算定	一般O : (A①+A②+A③+B+共通O+現場O) を対象額として算出	一般1 : (A①+A②+A③+B+共通1+共通2+共通3+共通4+現場1+現場2+現場3+現場4) を対象額として算出	